

## 住民基本台帳法施行令の一部改正等に伴う 印鑑登録証明事務の対応について

このたび、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）の一部が改正され、令和元年11月5日から、氏に変更があった者は、その者が過去に称していた氏を住民票に「旧氏」として記載することが可能となるとともに、住民票に旧氏の記載がされている者については、電気通信回線を通じて東京都知事へ送信する事項に、当該旧氏を加えること等とされました。

また、今回の改正に伴い、総務省は区市町村が行う印鑑登録証明事務のガイドラインである印鑑登録証明事務処理要領を改正し、旧氏での印鑑登録をできるようにする技術的助言を行いました。

これらのことに伴い、区では、住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の規定整備を行うとともに、印鑑登録証明事務については下記のとおり対応します。

### 記

#### 1 印鑑登録証明事務の変更

印鑑登録者のうち、本人の希望により住民票に旧氏の記載をした者は、印鑑登録証明書に旧氏を併記する。

また、住民票に旧氏を記載した者について、本人の希望により、旧氏での印鑑登録をできることとする。

#### 2 住民票等に記載される「旧氏」

その者が過去に称していた氏であって、その者に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載または記録がされているもの。

#### 3 開始日

令和元年11月5日

#### 4 区民周知

区広報紙や区ホームページにより、住民票等への旧氏記載の手続き方法及び旧氏での印鑑登録について周知を行う。

#### 5 今後のスケジュール

令和元年	10月	区広報紙等で制度の周知
	11月	旧氏併記開始